定例記者会見　令和２年５月２２日（金）１１時～	
場　所　大会議室Ａ	
事　務　担　当　課	
所　　属	職・氏　名
危機管理部　危機管理課 （電話０５９－２２９－３２８１）	危機管理課長 出口　真也

新型コロナウイルス感染症対策
５月２２日開催　津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
（第１８回）開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対策

5月22日開催
津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第18回）
開催結果

5/15 第17回対策本部会議

特別定額給付金申請受付事務

令和2年5月22日

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第１８回）

令和２年５月２２日（金）
午前１０時～
本庁舎８階　大会議室Ａ

１　国・県の動き

（１）緊急事態宣言の関西３府県（京都府、大阪府、兵庫県）の解除及び三重県の対応について報告（危機管理部）

（２）その他

２　協議事項

（１）子育て世帯家計支援事業に係る推進体制の整備について協議（総務部）

（２）津市事業継続支援金交付事業に係る推進体制について協議（総務部）

（３）津市事業継続支援金の実施について協議（ビジネスサポートセンター）

（４）頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の再開について協議（商工観光部）

３　報告事項

（１）新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について報告（政策財務部）

（２）市立小中学校及び義務教育学校の夏季休業中の授業日の確保について報告（教育委員会）

（３）給食無償化と８月からの給食実施に伴う今後の給食費の取り扱いについて報告（教育委員会）

（４）市休止施設の再開について報告（税務・財産管理担当）

（５）２０２０美里夏まつりの中止について報告（総合支所）

（６）新型コロナウイルス感染症特別定額給付金に係る申請書の返送状況及び振込状況の推移並びにコールセンターでの相談件数について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

（７）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

４　その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第１８回）

提案事項

２　協議事項

（１）子育て世帯家計支援事業に係る推進体制の整備について協議（総務部）

新型コロナウイルス感染症の拡大による小中学校の臨時休業や保育所等の登園自粛などにより、子どもたちが家庭で過ごすための経費が増加するなど、特に影響の大きい子育て世帯への津市独自の重点的な支援策として、子育て世帯家計支援事業を実施します。

当該事業の実施については、迅速かつ確実な支援を行うため、新たに、健康福祉部に子育て世帯家計支援担当参事を、子育て推進課に子育て世帯家計支援担当副参事を配置するとともに、同課保育担当に兼務により４名の職員を増員し、当該事業に従事させる現在の保育担当３名と合わせて、総勢９名の推進体制を整備することとします。

（２）津市事業継続支援金交付事業に係る推進体制について協議（総務部）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が減少している事業者への支援として、売上げの減少が前年同月比５０％以上の事業者の事業継続を支援する国の持続化給付金制度の対象とならない、売上げの減少が前年同月比３０％以上５０％未満の事業者の事業継続を支援するため、津市独自の事業継続支援金交付事業を実施します。

交付事務にあたっては、津市ビジネスサポートセンター内のセミナールームにおいて、申請される事業者の方へ迅速かつ確実に支援金がお届けできるよう、ビジネスサポートセンター長の指揮の下、商工観光部次長、経営支援課を中心とした商工観光部（商業振興労政課、観光振興課、企業誘致課）全職員の業務応援によるローテーションにより、常時、７名体制で交付事務にあたることとします。

（３）津市事業継続支援金の実施について協議（ビジネスサポートセンター）

新型コロナウイルス感染症により経済活動が低調となり売り上げが減少している事業者の支援として取り組む津市独自の事業継続支援金交付事業については、５月２０日、令和２年第２回津市議会臨時会において予算措置の議決を得たことから、本日、市ホームページに当該支援金交付事業内容及び申請方法等詳細事項を登載し、広く周知を行い、５月２５日から申

請の受付を開始することとします。

なお、実施体制につきましては、商工観光部が一丸となって、常時、７名体制で交付事務を行うこととします。

（４）頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の再開について協議（商工観光部）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第９回）において、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業に支障をきたす市内事業者の皆様の事業継続支援として、市本庁舎１階ロビーにおいて商品の販売機会を提供する「市内事業者向け事業継続支援販売所」（「支援販売所」という。）について決定し、４月２０日から開始することとしていましたが、４月１６日に三重県にも新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されたことから、４月１７日に支援販売所の開設は当面の間延期することとしました。

しかし、５月１４日、緊急事態宣言は、三重県を含む３９県が区域指定を解除されたことから、三重県の緊急事態措置も解除されました。

このことから、延期していた支援販売所については、当初予定していた市本庁舎１階ロビーは、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金に係る相談対応窓口の設置や本庁舎大規模改修工事等により出店スペースが確保できないなかで、株式会社津センターパレスから電気代等の実費負担のみで、１ヶ月程度、空きスペースの利用について協力が得られたことから、再開することとします。

なお、今後の新たな応援施策へつなげるパイロット事業として、販売内容を拡大するとともに、実施所管については経営支援課から観光振興課へ移行し、既決予算にて取り組むこととします。

※　事業内容等：別紙参照

報告事項

３　報告事項

（１）新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について報告（政策財務部）

新型コロナウイルス感染症対策に係る、本市独自の支援策に係る予算措置として、津市モーターボート競走事業会計からの繰入金１０億円及び国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金３億４５５万８千円を財源とした、子育て世帯家計支援事業（４億４，８７９万円）、津市事業継続支援金（２億５，０００万円）、水道料金の基本料金２カ月分無料（２億３，０８９万２千円）及び新型コロナウイルス感染症対策基金創設（積立金　３億７，４８７万６千円）に係る補正予算（総額１３億４５５万８千円）について、５月２０日、令和２年第２回津市議会臨時会において議決を得ました。

（２）市立小中学校及び義務教育学校の夏季休業中の授業日の確保について報告（教育委員会）

市立小・中・義務教育学校において、新型コロナウイルス感染症対策として、３月から５月に実施した臨時休業に伴う補充のための授業日数については、各学年の一年間の標準授業時数を確保するため、少なくとも１８日の補充授業が必要であると考えています。

このことから、夏季休業中の授業日の設定や土曜授業等を学校の実情に応じ実施し、授業日数を確保することとしました。特に、夏季休業中については、７月２１日から７月３１日（１学期終業式）及び８月１７日（２学期始業式）から８月３１日を１８日分の補充のための授業日として設定しました。

また、本年度、校舎の大規模改造の学校（久居中、西が丘小）及び改修工事の学校（桃園小）については、夏季休業は７月２１日から８月１６日までとし、８月の授業日と土曜授業等により、補充のための授業日を確保することとしました。

なお、夏季休業中の授業日においては、熱中症対策のため、登下校片道約３ｋｍ以上（あのつ台３丁目、須ヶ瀬町、榊原町）の児童については、市長部局の協力のもと、バス通学とし、子どもたちが安全に登下校できるよう対応することとしました。

（３）給食無償化と８月からの給食実施に伴う今後の給食費の取り扱いについて報告（教育委員会）

子育て世帯家計支援事業による給食費の無償化及び夏季休業中における授業実施に伴い給食を実施することから、給食費については別紙のとおり取り扱うこととしました。

（４）市休止施設の再開について報告（税務・財産管理担当）

前回の津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第１７回）において、市休止施設（５０７施設）のうち、休止期間（５月３１日（日））を前倒しして再開し、又は再開することを決定した施設は、合計で４９８施設となったことを報告しましたが、残りの９施設の再開について、次のとおり報告します。

- 美里保健センターのプールと運動施設については、５月２１日に再開
- ３か所の学校給食センターについては、６月１日から再開
- 市民活動センターの貸館部分については、６月１日から再開予定
- ２か所の御殿場地内の観光駐車場については、６月１日から再開予定
- 津なぎさまち内旅客船ターミナルと空港島旅客船ターミナルについては、中部国際空港のフライト計画を勘案して運航事業者において再開時期を検討することとしています。その後の再開状況については、改めて報告します。

（５）２０２０美里夏まつりの中止について報告（総合支所）

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための措置の影響により、７月１８日に開催を予定していた「２０２０美里夏まつり」は、５月８日、書面表決により実行委員会において中止が決定されました。

（６）新型コロナウイルス感染症特別定額給付金に係る申請書の返送状況及び振込状況の推移並びにコールセンターでの相談件数について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金の申請書の返送状況については、５月２１日までに９１，６１５通の返送がありました。

特別定額給付金の振込については、３０，８５９世帯、７０，４９３人、７０億４，９３０万円の振込を完了しました。

また、特別定額給付金に係る相談コールセンターでの相談件数について

は、５月２１日午後４時までに５，１８５件のお問い合わせがありましたが、主な相談内容は「申請書の記載方法」や「添付書類の内容」、「振込までの日数」「申請書の不達」などです。

（７）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の相談状況は、５月２１日までの土・日曜日及び祝日を除く２７日間で３，５４５件の相談がありました。

特に、特別定額給付金の申請書発送が完了した翌週、５月１８日には、５２３件の相談があり、そのほとんどが特別定額給付金申請書の記入方法や記入内容の確認でした。

また、この日は多くの方が庁舎１階の相談案内係に訪れられ、一時的に混乱が生じたことから、案内場所の配置変更や床へソーシャルディスタンスを確保するための誘導テープの設置、整理番号札の準備を行いました。

なお、それ以降は減少傾向となっており、少し落ち着いてきている状況です。

これ以外に事業者向け相談窓口では、５月２１日までに１，２９８件の相談を受け付けました。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和２年５月21日
新型コロナウイルス感染症
対　策　本　部　長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第１項の規定に基づき、令和２年４月７日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第３項の規定に基づき、報告する。

記

(1)緊急事態措置を実施すべき期間

令和２年４月７日（北海道については、同月16日）から５月31日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第５項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2)緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域とする。

(3)緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

令和２年５月２２日

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」を改訂しました

令和２年５月２１日（木）、国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において「緊急事態措置を実施すべき区域（緊急事態宣言の対象区域）」の変更等が示されました。

これを受け、５月２２日（金）に三重県新型コロナウイルス感染症対策本部　各本部員の了承のうえ、本部長（知事）により「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」が改訂されましたので、お知らせいたします。

【改定内容】

（１）特定警戒都道府県（P.３脚注）

【改訂前】北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

【改訂後】北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

（２）「３．県立学校について」１行目（P.５）

【改訂前】５月１８日に県立学校の臨時休業を解除したうえで学校を再開します。

【改訂後】５月１８日に県立学校の臨時休業を解除したうえで学校を再開しました。

（３）その他

「はじめに」（５月１５日時点）P.１の患者数等の数字について、脚注に現時点の情報を補記しました。

頑張る事業者応援プロジェクト
「市内事業者向け事業継続支援販売所」
事　業　内　容　等

◆　対象事業者

津市内に事業所（店舗）を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した事業者（個人事業主を含む）

◆　販売内容

食品、お弁当、野菜・果物などの青果物、花木、津市の物産品（食品、お菓子、お茶、工芸品など）、飲食店のテイクアウト商品などの販売のほか、事業の宣伝やＰＲなど幅広く対応

※　津市まん中広場におけるキッチンカーによる販売にも対応します。

※　今回の出店等販売に際して新たに保健所の販売許可が必要なものは除きます。

◆　販売場所

津センターパレス１階の空きスペース（最大４区画）

津市まん中広場（最大４区画）

◆　販売期間

５月２７日（水）から１ヶ月程度

◆　販売日時

月曜日から金曜日

午前１０時から午後３時まで

※　事業者の希望に応じ、曜日、時間も柔軟に対応します。

◆　販売条件・注意事項

出店料は無料とします。

出店ブースは１事業者にテーブル（45cm×180 cm）２本とパイプ椅子２脚は市で用意します。（その他販売に必要な物品等については各事業者で準備してください。）

なお、館内での調理・加工はできません。（津市まん中広場においては可能です。）

また、販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限等については、食品衛生法等関連法規に基づき表示等を行っていただくとともに、商品に関するお客様からの問い合わせ、クレーム等については各事業者で責任を持って対応してください。

◆　募集期間

５月２２日（金）から受付開始（随時募集）

（受付時間は平日午前８時３０分から午後５時１５分まで）

※　詳細については、商工観光部観光振興課までお問合せください。

（電話　０５９－２２９－３２３４）

※　自然災害や不測の事態、また今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、出店を中止いただく場合があります。

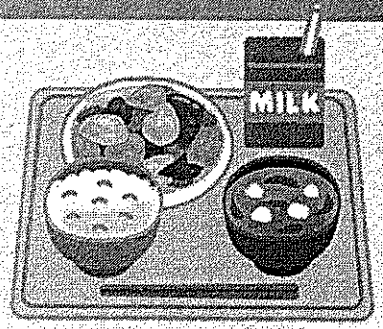

小・中学校の給食費の取り扱い

～給食費の3か月無償化～

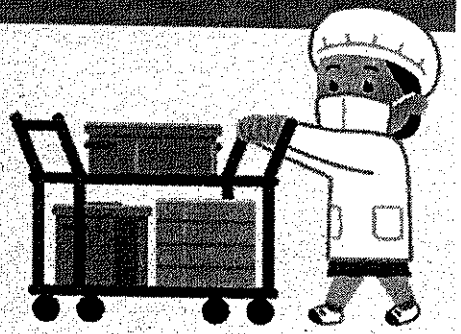

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
徴収済 【一部支払】	徴収済	無償	無償	4・5月分 充当	無償	4・5月分 充当 （不足分徴収）	徴収

次の給食費の徴収は10月後半分からです

新型コロナウイルス感染症特別定額給付金
申請書の返送状況推移
給付金の振込状況推移

申請書の返送状況推移

日　付	返送件数（通）	累計返送件数（通）	返送率※
５月１１日（月）	１４	１４	０．０１％
５月１２日（火）	５６０	５７４	０．４５％
５月１３日（水）	４，８９５	５，４６９	４．３２％
５月１４日（木）	４，５０９	９，９７８	７．８８％
５月１５日（金）	８，２００	１８，１７８	１４．３６％
５月１６日（土）	４，５４２	２２，７２０	１７．９４％
５月１７日（日）	７，６１７	３０，３３７	２３．９６％
５月１８日（月）	２１，２９９	５１，６３６	４０．７８％
５月１９日（火）	２２，３１７	７３，９５３	５８．４１％
５月２０日（水）	１０，４５３	８４，４０６	６６．６６％
５月２１日（木）	７，２０９	９１，６１５	７２．３６％

※発送件数：１２６，６１３通

給付金の振込状況推移

日　付	振込件数(世帯)	累計振込件数(世帯)	振込率※
５月１１日（月）	８６３	８６３	０．６８％
５月１２日（火）	１３２	９９５	０．７９％
５月１３日（水）	１８５	１，１８０	０．９３％
５月１４日（木）	２０９	１，３８９	１．１０％
５月１５日（金）	１，００６	２，３９５	１．８９％
５月１６日（土）	０	２，３９５	１．８９％
５月１７日（日）	０	２，３９５	１．８９％
５月１８日（月）	２，３３２	４，７２７	３．７３％
５月１９日（火）	２，４５７	７，１８４	５．６７％
５月２０日（水）	６，０４０	１３，２２４	１０．４４％
５月２１日（木）	９，５５８	２２，７８２	１７．９９％
５月２２日（金）	８，０７７	３０，８５９	２４．３７％

※発送件数：１２６，６１３通

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議　資料

■新型コロナウイルス感染症にかかる相談件数　　令和2年5月21日　17:15

①市民生活相談案内窓口（危機管理課）

月　日	1F窓口	8F窓口	電話	メール	小計
4月　9日（木）	16	2	16	0	34
4月10日（金）	25	2	39	0	66
4月13日（月）	26	0	48	1	75
4月14日（火）	25	1	30	0	56
4月15日（水）	21	2	23	2	48
4月16日（木）	17	1	20	0	38
4月17日（金）	12	0	23	0	35
4月20日（月）	25	4	47	0	76
4月21日（火）	14	1	54	0	69
4月22日（水）	20	3	39	0	62
4月23日（木）	5	0	53	1	59
4月24日（金）	21	0	58	2	81
4月27日（月）	43	0	95	0	138
4月28日（火）	37	2	60	4	103
4月30日（木）	34	3	103	0	140
5月1日（金）	33	2	105	1	141
5月7日（木）	47	5	156	12	220
5月8日（金）	40	2	124	0	166
5月11日（月）	43	9	82	6	140
5月12日（火）	67	12	54	5	138
5月13日（水）	69	4	81	0	154
5月14日（木）	120	12	62	11	205
5月15日（金）	249	4	88	5	346
5月18日（月）	422	4	86	11	523
5月19日（火）	85	2	47	5	139
5月20日（水）	121	5	38	5	169
5月21日（木）	69	4	44	7	124
合　計	1,706	86	1,675	78	3,545

②事業所向け相談窓口（商業振興労政課）

月　日	窓口	電話	小計
4月合計	458	145	603
5月1日（金）	30	11	41
5月2日（土）	38	9	47
5月3日（日）	32	4	36
5月4日（月・祝）	18	3	21
5月5日（火・祝）	12	2	14
5月6日（水・祝）	7	2	9
5月7日（木）	33	10	43
5月8日（金）	47	3	50
5月11日（月）	45	15	60
5月12日（火）	46	8	54
5月13日（水）	28	11	39
5月14日（木）	32	15	47
5月15日（金）	27	6	33
5月18日（月）	52	14	66
5月19日（火）	40	14	54
5月20日（水）	19	12	31
5月21日（木）	30	20	50
5月合計	536	159	695
合　計	994	304	1,298

定例記者会見　令和２年５月２２日（金）１１時～	
場　所　大会議室Ａ	
事　務　担　当　課	
所　　属	職・氏　名
教育委員会事務局　教育研究支援課 （電話０５９－２２９－３２４３）	教育研究支援担当参事 （兼）教育研究支援課長 伊藤　雅子

新型コロナウイルス感染症対策
臨時休業に伴う学習保障のための取り組み

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

臨時休業に伴う学習保障のための取り組み

令和2年5月22日

小・中・義務教育学校の臨時休業

津市教育委員会

臨時休業を実施

令和元年度

期間　3月2日午後～3月22日

※23・24・25日は、午前日課で登校

令和2年度

期間　4月15日～5月6日

期間延長　5月7日～5月17日

補充のために必要な日数

【3月分】　3日

【4・5月分】15日

【合計】
少なくとも18日

・学級活動や遠足等の行事に係る日数及び家庭学習で補充した日数（3月分）等を除いた場合、教科の補充のための日数を少なくとも18日補充することにより、すべての学年の一年間の標準授業時数を確保することが可能となります。

小・中・義務教育学校の臨時休業に伴う学習保障のための取り組み

津市教育委員会

児童生徒の学習保障のための取り組み①

◎ 夏季休業中における補充のための授業日数（１８日以上）確保

●夏季休業中の授業日の設定や土曜授業等を学校の実情に応じ実施し、授業日数を確保します。

【夏季休業中に１８日の授業日の確保】

７月２１日～７月３１日（１学期終業式）及び８月１７日（２学期始業式）～８月３１日

※本来夏季休業は、７月２１日～８月３１日までの期間ですが、**７月２７日まで給食を実施**し、７月２８日～７月３１日は、半日日課（給食なし）の授業日とします。また、８月１７日は半日日課で、２学期の始業式とし、同月**１８日から給食を実施**します。

※本年度、校舎の大規模改造の学校（久居中、西が丘小）及び改修工事の学校（桃園小）については、８月の授業日と土曜授業等により、補充のための授業日を確保します。

※**熱中症対策**のため、登下校片道約3km以上の児童については、**市長部局の協力のもと、バス通学**とし、子どもたちが安全に登下校できるよう対応します。

夏季休業中に実質学校が休みになるのは、**８月１日～ ８月１６日**の期間となります。ただし、大規模改造及び改修工事の３校については、７月２１日～７月３１日の期間も学校が休みとなります。

小・中・義務教育学校の臨時休業に伴う学習保障のための取り組み

津市教育委員会

児童生徒の学習保障のための取り組み②

◎ オンライン学習支援システムを活用し、家庭での学習をサポート

・5月18日～同月31日までの分散登校期間中は、午前及び午後の半日日課であるため、これまでのドリルやプリント教材等に加え、**三重大学教育学部との連携により「津市e-Learning　ポータル」を立ち上げ**、オンラインによる授業や動画等を活用した家庭学習を行うことができるようにします。

・オンライン学習ができない環境にある場合は、学校のパソコン教室等で学習できるようにするなどの工夫をします。

◎ 水泳授業の中止や行事等の精選及び工夫

・例年、主に6・7月に実施していた水泳授業を新型コロナウイルス感染症対策のために、本年度は中止することとします。

・体育祭、運動会及び文化祭は、実施時期における新型コロナウイルス感染拡大の状況と授業時数の確保等を踏まえた上で、実施する場合、平日に規模を縮小するなどの工夫をして行うこととします。

夏季休業中の授業日における臨時スクールバスの運行

目的

夏季休業期間中の登下校時において熱中症が心配されることから、片道約3㎞以上の徒歩通学児童を対象に、市が所有するバス等を利用することで、児童の健康及び安全の確保を行います。

期間

7月21日～7月31日及び8月17日～8月31日

対象となる地域及び児童数

地域	学校名	距離	児童数	配車
あのつ台3丁目	大里小学校	約3.0㎞	68人	マイクロバス3台 ワゴン車1台
須ヶ瀬町	誠之小学校	約3.2㎞	12人	マイクロバス1台
榊原町	榊原小学校	約3.0㎞	4人	ワゴン車1台

定例記者会見　令和２年５月２２日(金)１１時～	
場　所　大会議室Ａ	
事　務　担　当　課	
所　　属	職・氏　名
教育委員会事務局　教育総務課 （電話０５９－２２９－３２４６）	給食担当参事 真柄　利光

新型コロナウイルス感染症対策
津市独自の支援策“給食費の３か月無償化”
小・中学校の給食費の取り扱い

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対策

津市独自の支援策 “給食費の3か月無償化”

小・中学校の給食費の取り扱い

令和2年5月22日

これまでの給食費の対応方針

新型コロナウイルス感染症対策のため、3月2日から3月22日まで臨時休業

3月に給食を実施できなかった12回分を4月に繰越

給食回数は
地域・学校により
多少異なります。

4月15日から5月6日まで、再度臨時休業

5月7日から学校再開予定であったため、5月1日に4・5月分の給食費を徴収
（1人当たり小学校8，600円・中学校9，600円をお預かりしました。）

その後、5月17日まで臨時休業が延長（給食再開は6月1日から）

お預かりした給食費のうち、4月に実施した分の給食費を差し引き、
残金を6・7月分の給食費に充当して、
9月から徴収する予定としていましたが！

子育て世帯家計支援事業の実施

5月20日　6月・7月・9月分の
給食費の無償化等に伴う予算を議決

夏季休業中に
授業を実施する学校

再度調整し、お預かりした
給食費を8月・10月に充当

夏季休業中に大規模改造等を行う
3校（西が丘小・桃園小・久居中）

夏季休業中の7月の給食回数が減少

減少した分の無償化分の給食費は、
10月分の一部不足分に充当

給食費の徴収について

①5月4日の緊急事態宣言延長に伴う臨時休業期間延長時

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
徴収済 【一部支払】	徴収済	4･5月分 充当	4･5月分 充当	夏季休業中	徴収	徴収	徴収

②子育て世帯家計支援事業の実施及び夏季休業中の給食実施

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
徴収済 【一部支払】	徴収済	無償	無償	4･5月分 充当	無償	4･5月分 充当 （不足分徴収）	徴収

次の給食費の全額徴収は、11月からです。

※夏季休業中の給食回数が増えることから、
一部不足分を10月に徴収します。

定例記者会見　令和２年５月２２日（金）１１時～	
場　所　大会議室Ａ	
事　務　担　当　課	
所　　属	職・氏　名
総務部行政経営課 （電話０５９－２２９－３２７３）	行政経営課長 杉下　照幸

新型コロナウイルス感染症対策
津市独自の支援策“子育て世帯家計支援事業”
迅速・確実な支援に向けた“推進体制の整備”

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対策

津市独自の支援策　“子育て世帯家計支援事業”

迅速・確実な支援に向けた“推進体制の整備”

子育て世帯の
家計を支援!!

令和2年5月22日

子育て世帯家計支援事業とは

子育て世帯が受けた影響

新型コロナウイルス感染症の拡大

◎小中学校等の臨時休業
◎保育所等の登園自粛　など

子どもたちが家庭で過ごすための経費が増加

津市独自の支援策

特に影響の大きい“子育て世帯への重点的な支援”を実施!!

子育て世帯家計支援事業の概要

市内在住の全ての小中学生、未就学児を対象に、「小中学生等に対する給食費を無償化」、「未就学児等に対する給食費相当額を支援」【基準日：令和2年6月1日】

市立小中学校・義務教育学校、市立幼稚園（給食実施園）

→ 給食費（6月分からの3か月分）を無償化　※手続き不要

私立小中学校、国立小中学校、県立学校（小学部・中学部）

市立幼稚園（給食未実施園）、私立・国立幼稚園、県立学校（幼稚部）

保育所、認定こども園（公立・民間）

認可外保育施設・未就園児

→ 給食費（3か月分）相当額の支援金を交付

※市から申請書類を発送⇒市へ提出

迅速・確実な支援に向けて～子育て世帯家計支援担当参事の新設等～

業務推進体制の整備（令和2年5月22日付け）

健康福祉部

子育て推進課

保育担当

子育て世帯家計支援事業

【新設】 子育て世帯家計支援担当参事 ※部次長級

【新設】 子育て世帯家計支援担当副参事 ※課長級

【他部署からの兼務により】
担当主幹（１名）、担当副主幹（２名）、主査（１名）の計4名を増員

【現・保育担当から】
3名が子育て世帯家計支援業務に従事

子育て世帯家計支援担当参事以下、保育担当と連携し、 **“総勢９名の推進体制”で実施！！**

迅速に！　確実に！　子育て世帯の家計を支援します！！

実施予定

- ☑ 給食費の無償化 ➡ 6・7・9月の3か月分を徴収しません
- ☑ 給食費相当額の支援金交付 ➡ 6月下旬から7月上旬に随時振込みます

定例記者会見　令和２年５月２２日（金）１１時～	
場　所　大会議室Ａ	
事　務　担　当　課	
所　　属	職・氏　名
商工観光部　経営支援課 （電話０５９－２３６－３３５５）	経営支援課長 永　田　和　幸

新型コロナウイルス感染症対策
津市独自の支援策“津市事業継続支援金”
5 月 25 日(月)から受付開始

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対策

津市独自の支援策　“津市事業継続支援金”

5月25日(月)から受付開始

令和2年5月22日

対象者等

対象者	中小法人等	津市内に本社、本店などの主たる事業所がある中堅・中小企業（資本金10億円未満　等）
	個人事業者	市内在住者で、津市内で事業を行っている個人事業者
支給額		１事業者当たり10万円（上限）。　国の持続化給付金の算定方法で求めた額 ※【算定式】前年（令和元年）総事業収入（売上）－（前年同月比で売上が30％以上50％未満となった月の売上）×12か月
支援金の使途		人件費、賃料、光熱水費、仕入れに係る費用等の運転資金その他の事業活動の維持及び継続のために要する費用
支給要件 （①～④を全て満たす者）		① 令和元年12月以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある者 ② 令和2年1月から同年12月までの間において、1箇月当たりの事業収入が前年同月比で30％以上50％未満の減少が1箇月以上認められる者 ③ 令和2年1月から同年12月までの間において、1箇月当たりの事業収入が前年同月比で50％以上減少していない者 ④ 国の持続化給付金の支給を受けておらず、今後も支給される見込みがない者 ※国の「持続化給付金」と本支援金の重複受給はできません。

申請に必要となる書類

以下の①から⑦までの書類を全て揃えて、**郵送**にて提出。

申請者全員が必要な書類（①～⑤）

① 申請書（第1号様式）

＋

② 売上台帳等

（令和2年1月から対象月までの売上を示した書類）

③ ④ ⑤

③ 申請者名義の通帳の写し

④ 誓約書（第2号様式）

⑤ 請求書（第3号様式）

その他必要な書類（⑥～⑦）

中小法人等	⑥ 前年度の各月の売上状況を示した書類の写し（確定申告書別表一及び法人事業概況説明書等） ⑦ 登記事項証明書の写し
個人事業者	⑥ 前年の各月の売上状況を示した書類の写し（確定申告書第一表及び所得税青色決算書等） ⑦ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）

※申請書類のうち、指定の様式（第1号から第3号様式）は、津市ホームページからダウンロード。

申請期間、申請方法等

申請期間	5月25日（月）から令和3年1月29日（金）まで（消印有効）
申請方法	原則、郵送のみ ※3密（密閉、密集、密接）を避けるため、御協力をお願いします。
申請（郵送）先	〒514-0131　三重県津市あのつ台4－6－1 あのつピア1階　津市ビジネスサポートセンター 津市事業継続支援金事務担当あて
問い合わせ先	商工観光部　経営支援課　　電話番号　059-236-3355 　　商業振興労政課　電話番号　059-229-3114 各総合支所　地域振興課

業務推進体制

商工観光部

ビジネスサポートセンター

ビジネスサポートセンター長
事業の総括、指揮監督

商工観光部次長
業務応援の総合調整

経営支援課

業務応援

- 企業誘致課
- 商業振興労政課
- 観光振興課

常時７名
“チーム”
で対応

ビジネスサポートセンター長のもと、
商工観光部職員２９名のローテーションによる推進体制を構築

定例記者会見　令和２年５月２２日（金）１１時～	
場　所　大会議室Ａ	
事　務　担　当　課	
所　　属	職・氏　名
商工観光部　観光振興課 （電話０５９－２２９－３２３４）	観光振興課長 川原田　吉光

頑張る事業者応援プロジェクト
「市内事業者向け事業継続支援販売所」

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

再開します！

頑張る事業者応援プロジェクト
「市内事業者向け事業継続支援販売所」

令和2年5月22日

再開に至るこれまでの経過

令和2年 4月15日	津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、4月20日から本庁舎1階ロビーにて「市内事業者向け事業継続支援販売所」の開設を決定
4月17日	三重県に対する緊急事態宣言の発令に伴い、同販売所の開設延期を決定
5月14日	三重県を含む39県の緊急事態宣言を解除

↓

緊急事態宣言の解除を受け、頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の再開を決定

当初予定していた市本庁舎1階ロビーでは、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金に係る相談対応窓口の配置や本庁舎大規模改修工事により、　出店スペースの確保は困難

↓

㈱津センターパレスから電気代等の実費負担のみで1か月程度空きスペースの利用について協力が得られ、**中心市街地の活性化にも寄与**することから、地域経済の立ち直りに向けた、今後の**新たな応援施策へつなげるパイロット事業**として実施

販売内容の拡大や実施部署を経営支援課から観光振興課へ移行、必要な費用は既決予算で対応

事業内容等①

事業の内容	新型コロナウイルス感染症の影響により在庫として抱えてしまった商品等を販売する目的で実施を予定していた頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の販売内容を拡大、会場を津センターパレス１階と津市まん中広場に変更し実施
対象事業者	津市内に事業所（店舗）を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した事業者　※個人事業主を含む
販売内容 （内容拡大）	食品、お弁当、野菜・果物などの青果物、花木、津市の物産品（食品、お菓子、お茶、工芸品など）、飲食店のテイクアウト商品などの販売のほか、事業の宣伝やPRなど幅広く募集 ※津市まん中広場におけるキッチンカーによる販売にも対応 ※今回の出店販売に際して新たに保健所等の販売許可が必要なものは除く

事業内容等②

販売場所（変更）	津センターパレス1階・津市まん中広場（各4ブース程度）
募集期間	令和2年5月22日（金）から受付開始　※随時募集
販売期間 及び時間	・令和2年5月27日（水）から1ヶ月程度 ・時間：月曜から金曜の午前10時～午後3時 ※事業者の希望に応じ、曜日、時間も柔軟に対応
平面図	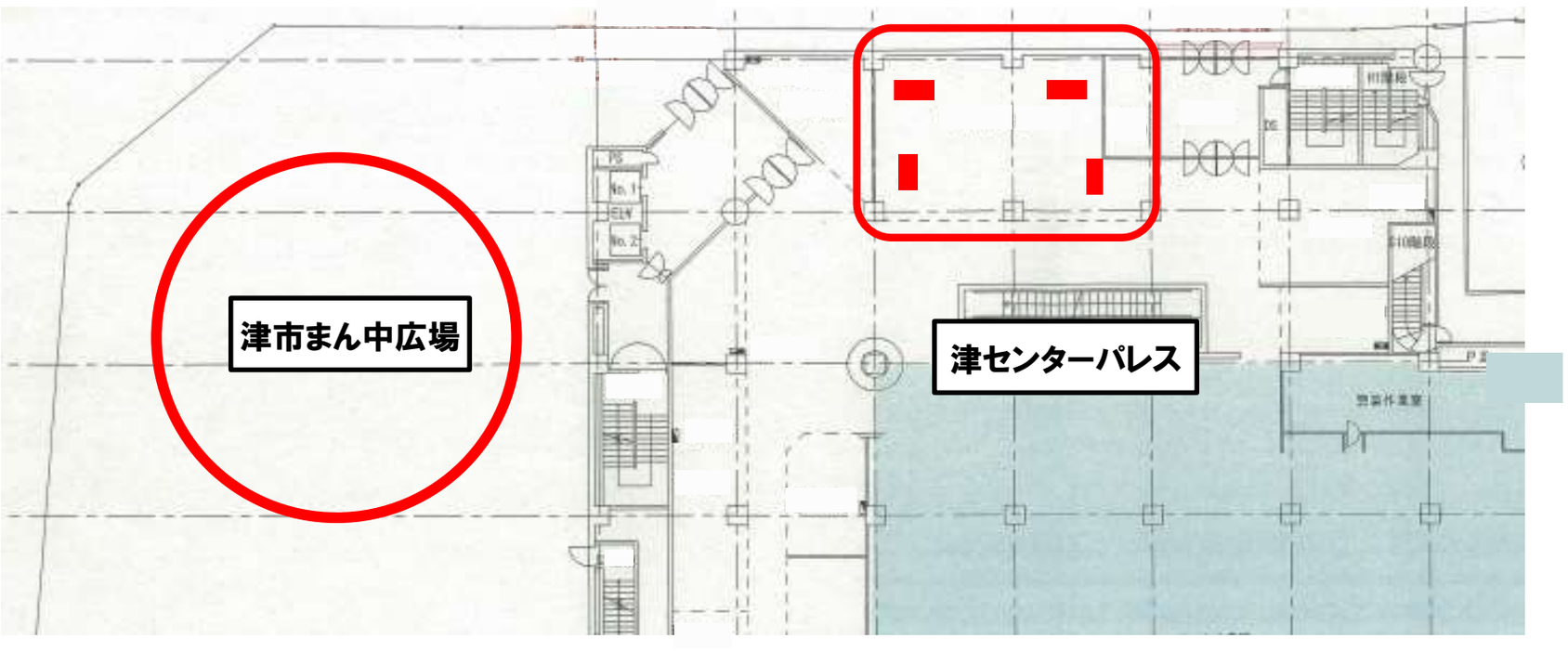

事業内容等③

《新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止対策》

★出店事業者向け

・マスクの着用等、感染拡大防止対策を徹底するよう、ご協力を依頼

★津市の対策

・津センターパレス内において、出店者と購入者との間にビニールパーテーションを設置

・販売者及び来場者の列は社会的距離を確保

・会場には手指消毒液の設置など、感染拡大防止対策を講じる

申込方法・お問い合わせ先について

申込方法	申込用紙に必要事項を記入し、 EメールまたはFAXで 観光振興課へ提出
Ｅメール	229-3170@city.tsu.lg.jp
ＦＡＸ	059-229-3335
お問い合せ	津市商工観光部観光振興課 電話059-229-3234

※申込先等は、経営支援課から観光振興課へ変更します。

定例記者会見　令和２年５月２２日(金)１１時～	
場　所　大会議室Ａ	
事　務　担　当　課	
所　　属	職・氏　名
新型コロナウイルス感染症 特別定額給付金等推進室 （電話０５９－２２９－３５７２）	新型コロナウイルス感染症 特別定額給付金等推進室長 杉下　照幸

新型コロナウイルス感染症特別定額給付金
申請書の返送状況と給付金の振込状況

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

新型コロナウイルス感染症特別定額給付金

申請書の返送状況と給付金の振込状況

申請書類の内容点検作業の様子

データ入力作業の様子

令和2年5月22日

申請書の返送状況推移

※5月21日(木)分まで

日　付	返送件数(通)	累計返送件数(通)	返送率※
5月11日(月)	14	14	0.01%
5月12日(火)	560	574	0.45%
5月13日(水)	4,895	5,469	4.32%
5月14日(木)	4,509	9,978	7.88%
5月15日(金)	8,200	18,178	14.36%
5月16日(土)	4,542	22,720	17.94%
5月17日(日)	7,617	30,337	23.96%
5月18日(月)	21,299	51,636	40.78%
5月19日(火)	22,317	73,953	58.41%
5月20日(水)	10,453	84,406	66.66%
5月21日(木)	7,209	91,615	**72.36%**

※発送件数:126,613通

給付金の振込状況推移　※5月22日(金)振込分まで

日　付	振込件数(世帯)	累計振込件数(世帯)	振込率※
5月11日(月)	863	863	0.68%
5月12日(火)	132	995	0.79%
5月13日(水)	185	1,180	0.93%
5月14日(木)	209	1,389	1.10%
5月15日(金)	1,006	2,395	1.89%
5月16日(土)	0	2,395	1.89%
5月17日(日)	0	2,395	1.89%
5月18日(月)	2,332	4,727	3.73%
5月19日(火)	2,457	7,184	5.67%
5月20日(水)	6,040	13,224	10.44%
5月21日(木)	9,558	22,782	17.99%
5月22日(金)	8,077	30,859	**24.37%**

※発送件数:126,613世帯

給付金の振込実績

※5月22日（金）まで

70億4，930万円

（30，859世帯／70,493人分）

振込実績（内訳）

●オンライン申請　1，861世帯　4，693人

4億6，930万円

●郵　送　申　請　28，998世帯　65，800人

65億8，000万円

給付金作業状況

申請書　到着

申請書　確認

適正な申請書類

軽微な不備
約35％

●銀行コードの記入漏れなど
↓
添付書類で確認

世帯主への連絡を
必要とする不備
約5％

●本人確認書類の添付漏れ
●振込先口座確認書類（通帳の写し）と記載口座番号等との相違
●定期預金口座への振込依頼　など
↓
世帯主に連絡

入力

銀行

振込

世帯主から返送

再確認

給付金専用相談窓口（コールセンター）

5月21日（木）16時現在

コールセンター相談件数	5，185件

主な相談内容　「申請書の書き方は？」
「添付書類は何を添付すれば？」
「振込までの日数は？」
「申請書が届かないが？」など

3つの密による感染拡大を避けるため、給付金に関するご相談はお電話で、申請書のご提出は返信用封筒をご利用ください

新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室
給付金専用相談窓口

059－229－3574

定例記者会見　令和２年５月２２日(金)１１時～	
場　所　大会議室Ａ	
事　務　担　当　課	
所　　属	職・氏　名
総務部　人事課 （電話０５９－２２９－３１０６）	総務部人事担当参事 (兼)人事課長 田中　啓介

令和２年度津市職員新規採用試験（前期日程）第１次試験会場に東京会場と大阪会場を追加

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

令和2年度

津市職員採用試験（前期日程）

第１次試験会場に東京会場と大阪会場を追加

令和2年5月22日

令和2年度実施予定の採用試験

試験種別・試験日程・募集職種等（予定）

試験種別	第1次試験日	募集職種		
新規採用試験（前期日程）	7月12日	技術職（土木） 保健師	技術職（機械）	技術職（建築）
新規採用試験（本試験）	9月20日	事務職 技術職（建築） 技能員（清掃員等）	技術職（土木） 保育士 消防職	技術職（機械） 技能員（調理員） 幼稚園教諭
職務経験者採用試験	9月頃 （エントリーシート）	事務職		
新規採用試験（後期日程※）	未定	未定		

※後期日程については、不足する職種等があった場合に実施する予定です。

令和2年度　新規採用試験（前期日程）の概要①

募集職種・採用予定人数等

募集職種	採用予定人数	受験資格	
		資格	年齢
技術職（土木）	5人程度	土木専門課程を履修	35歳まで ※令和3年4月1日時点
技術職（機械）	1人程度	機械専門課程を履修	
技術職（建築）	1人程度	建築専門課程を履修	
保健師	1人程度	保健師免許	

採用予定人数　計8人程度

令和2年度　新規採用試験（前期日程）の概要②

コロナ禍において移動制限を受ける可能性がある
受験生にも受験機会を確保！

第１次試験会場

三重会場

＋

NEW

東京会場
大阪会場

感染拡大防止対策

① 感染防止対策の徹底（マスク着用、アルコール消毒、試験会場の換気、受験者同士の距離確保）
② 体調不良者への対応（試験当日に体調不良など感染が疑われる場合、再試験を実施）
③ 万が一、前期日程が中止になった場合、手続きなしで本試験受験が可能

令和2年度　新規採用試験（前期日程）の概要③

第１次試験会場（予定）

三重会場	アスト津4階　アストプラザ （三重県津市羽所町700番地）
東京会場	都市センターホテル （東京都千代田区平河町2-4-1）
大阪会場	大阪駅前第2ビル5階 大阪市立総合生涯学習センター （大阪府大阪市北区梅田1-2-2-500）

※試験等は、各会場において同一の日程・条件で実施します。
※受験会場により選考に違いが生じることはありません。
※試験会場は各自で選択（居住地に最も近い場所など）していただけます。

令和2年度　新規採用試験（前期日程）の概要④

試験方法・日程

第1次試験	教養試験、専門試験、職場適応性検査	7月12日 日
第2次試験	口述試験（個人面接）、実地試験	7月30日 木　7月31日 金
第3次試験	口述試験（個人面接）、集団討議	8月中旬

※試験内容は職種により異なります

最終合格発表　8月下旬

受験案内配布・受付

受験案内 入手方法	**令和2年5月25日（月）から配布開始** ▶ 津市ホームページからダウンロード ▶ 下記窓口において配布 人事課、教育総務課、案内（市本庁舎1階）、アストプラザ（アスト津4階）、各総合支所地域振興課、各出張所、津市東京事務所
受付期間	令和2年6月1日（月）から 令和2年6月19日（金）まで

定例記者会見　　令和２年５月２２日（金）	
場　所　大会議室Ａ	
事　務　担　当　課	
所　　属	職・氏　名
建設部　建設整備課 （電話０５９－２２９－３３１１）	建設部建設整備課 特定事業推進担当副参事 三宅　正則

久居駅周辺のまちづくり久居駅東口再整備が完了！

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

久居駅周辺のまちづくり
久居駅東口再整備が完了！

久居駅東口広場（防災広場）

久居駅東口広場（駅前ロータリー）

令和2年5月22日

久居駅周辺のまちづくり概要

財源内訳（見込み）	国交付金　17.2億円 起　　債　55.8億円（合併特例事業債46.3億、公共事業等債9.5億円） 一般財源　11.2億円 その他　1.0億円（駐車場事業会計） 合　計　85.2億円

事業内容 事業費

久居駅東口エリア

① 市道新町野口線　令和2年3月25日供用開始　事業費5.8億円

- 防衛省との用地交換により久居駅東口の土地形状を整える
- 県道まで道路を整備

② 久居駅東口駐車場　平成30年9月1日供用開始　事業費1.0億円

- 防衛省と用地交換を行った場所へ有料の市営駐車場を整備

③ 久居駅東口広場（駅前ロータリー）　令和元年9月1日供用開始　事業費4.8億円

- 駅前ロータリーを整備

④ 久居駅東口駐輪場　令和2年4月1日供用開始　事業費3.3億円（見込み）

- 久居駅東口のより近い場所に有料駐輪場を移転整備
- 旧駐輪場を解体、無料の平面駐輪場として再整備　※令和2年10月完成予定

⑤ 久居駅東口広場（防災広場）　令和2年5月11日供用開始　事業費1.4億円

- 防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽、マンホールトイレを整備

⑥ 久居体育館ユニバーサルデザイン化　事業費0.5億円

- 正面出入口の自動ドア化、トイレ改修、更衣室・シャワー室の改修

久居駅西口エリア

① 久居駅西口広場　事業費0.6億円

- 待合所の改築、障がい者用乗降場の新設、視覚障がい者誘導用ブロックの新設及び改良

② 避難路　事業費6.5億円

- 既設開水路を暗渠化し、災害時における歩行者の避難路を整備

③ 久居交流広場　事業費1.8億円

- 旧久居市民会館を解体
- 災害時において一時避難場所となる広場や防災備蓄倉庫を整備

④-1 津市久居アルスプラザ　事業費57.5億円

- 旧久居庁舎を解体、駐車場整備
- 文化・芸術の拠点となる文化ホールを整備

④-2 津市久居アルスプラザ周辺整備　事業費2.0億円

- 津市久居アルスプラザ前の道路整備（右折レーン設置、バス停留所移設、歩道改修）
- 久居駅から津市久居アルスプラザまで、商店街を通るルートの景観（カラー）舗装
- 久居駅から津市久居アルスプラザまで、既存歩道へ視覚障がい者誘導用ブロック整備

久居駅東口

整備方針

交通処理機能を再編し、交通混雑の解消、駐車場及び駐輪場の整備等、副都市核の交通結節点としてふさわしい空間整備を行い、利便性、安全性の向上を図る

整備概要

市道新町野口線を県道まで直線で結ぶことにより、駅前広場、駐車場、駐輪場の再整備が可能となり、駅へのアクセス、安全性が向上

防災広場を整備することで、地域住民等が安心、安全に暮らせる環境を形成

計画名	久居駅周辺地区都市再生整備計画
事業期間	平成27年度から令和元年度(5箇年)
全体事業費	16億3千万円(久居駅東口)(見込み)
整備箇所(久居駅東口)	市道新町野口線 久居駅東口駐車場(市営駐車場) 久居駅東口駐輪場(有料) 久居駅東口駐輪場(無料)※1 久居駅東口広場(駅前ロータリー) 久居駅東口広場(防災広場)

※1. 令和2年10月完成予定

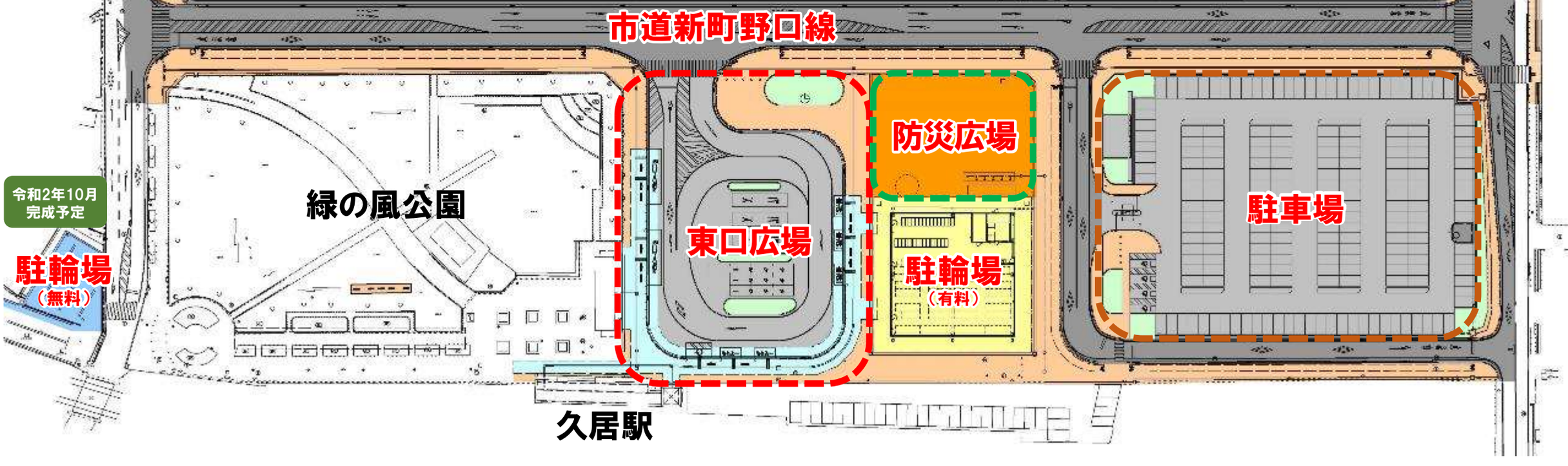

市道新町野口線

供用開始	令和２年３月２５日	事業費	５億８千万円

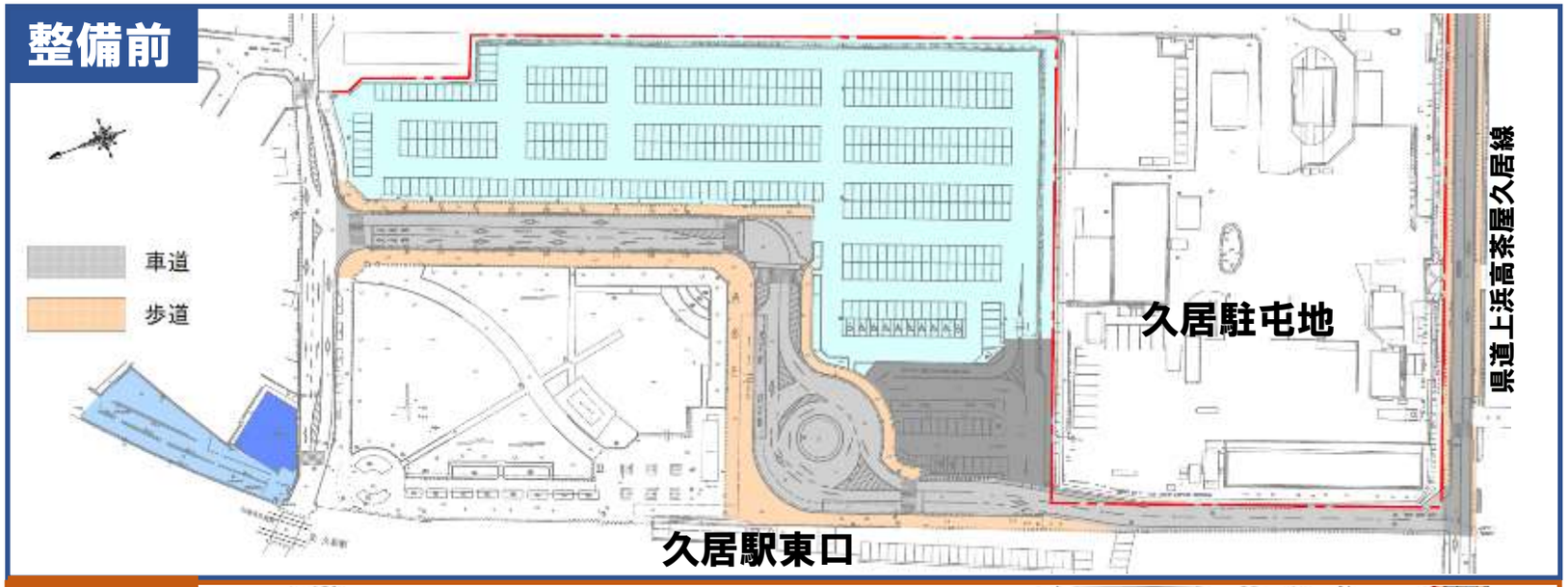

●久居駅前を開発しやすい整った土地にするため、津市と国（防衛省東海防衛支局）との間で用地交換を行い、久居駅東口のさらなる活性に向けて各施設の整備を実施

●県道交差点の整備、道路幅員の拡幅、歩道の設置により、駅へのアクセスが大幅に改善
●市道と駅前ロータリーが分離されたことにより安全性も向上

久居駅東口駐車場

供用開始	平成３０年９月１日	事業費	１億円

防衛省東海防衛支局と用地交換を行った場所へ有料の市営駐車場を新たに整備

営業時間	24時間
収容台数	205台（うち、おもいやり駐車スペース4台）
駐車料金	30分まで100円　以降30分まで毎に50円 ※1日の上限額は800円
面積	0.55ha

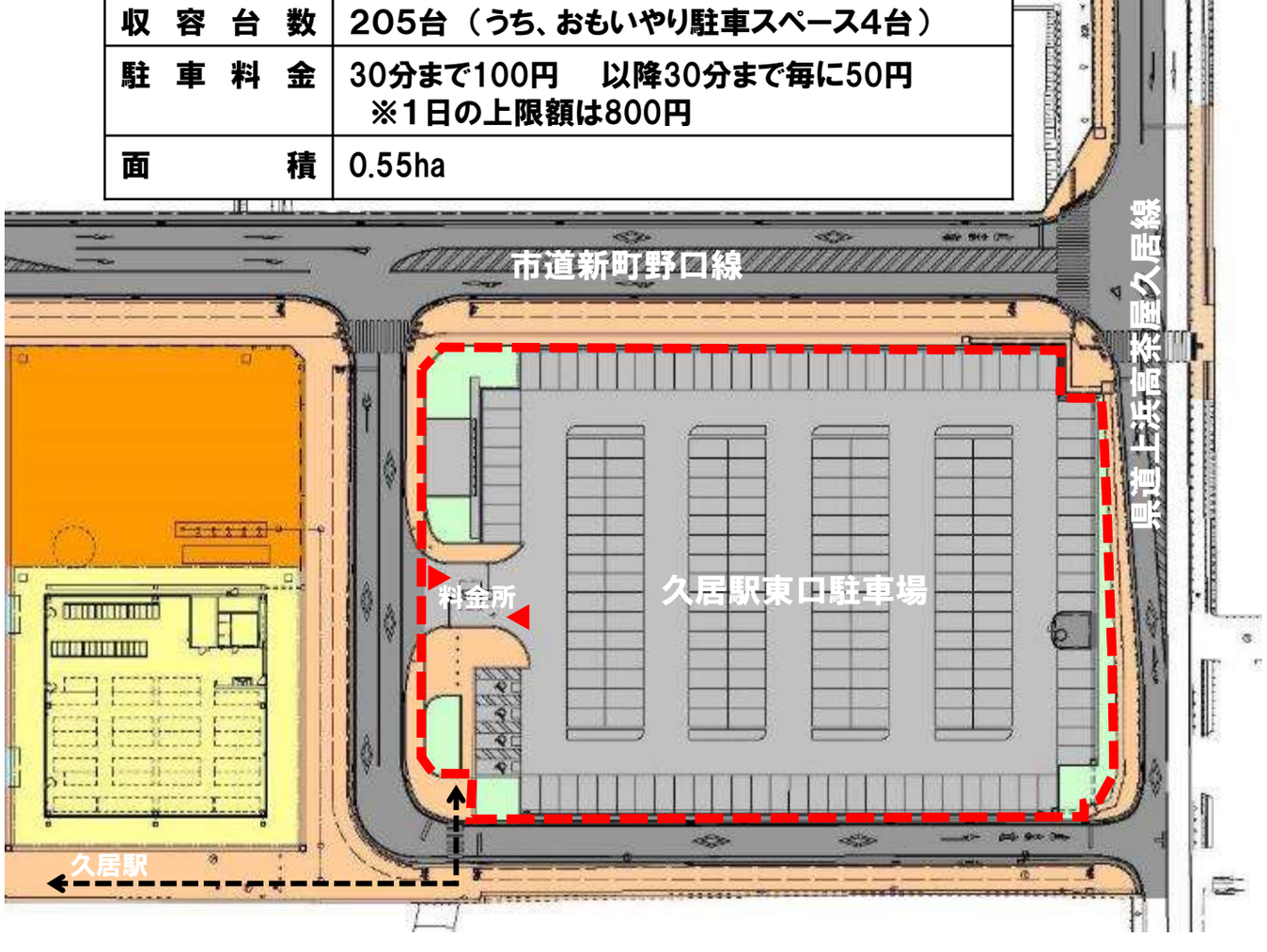

久居駅東口広場（駅前ロータリー）

供用開始	令和元年９月１日	事業費	４億８千万円

- ○ 久居駅東口からバスのりば等の各乗降場、駐輪場まで歩道部に上屋を整備
- ○ 車道の一部も屋根で覆うことで、降雨時においても雨に濡れず乗降が可能
- ○ 歩道部の天井にはLED照明を設け、夜間も十分な明るさを確保

バスのりば

障がい者用乗降場・タクシーのりば

一般車乗降場

歩道部の照明

久居駅東口駐輪場

供用開始	令和２年４月１日	事業費	３億３千万円（見込み）

駐輪場内部

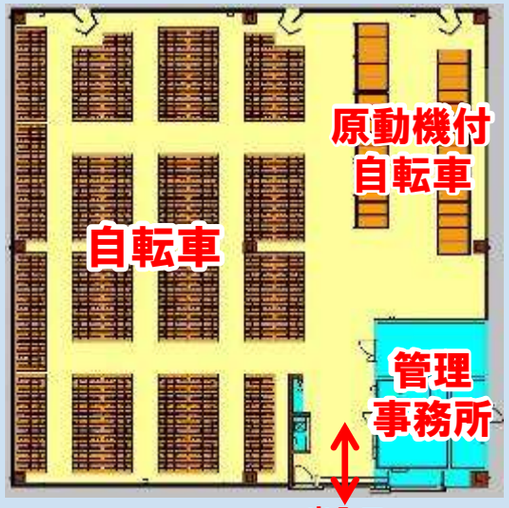

利便性の向上

- 駅出入口近くに移転（距離120m→60mに短縮）
- 駐輪場から駅まで屋根を設置（雨に濡れず駅を利用可能）
- 駐輪台数　428台→510台へ増加
- 24時間利用可能
- 監視カメラや発券機を設置
- 一時的な使用も利用可能に変更
- 原付（50cc以下）も利用可能に変更

定期更新機

一時使用発券機

管理事務所

駐車料金	自転車等の区分	使用区分	一時使用（1日）	定期使用		
				1カ月	3カ月	6カ月
	原動機付自転車	一般及び通学	200円	3,140円	9,200円	18,000円
	自転車	一般	100円	1,570円	4,600円	9,000円
	自転車	通学	100円	1,040円	3,050円	6,000円

久居駅東口広場（防災広場）

供用開始	令和２年５月１１日	事業費	１億４千万円

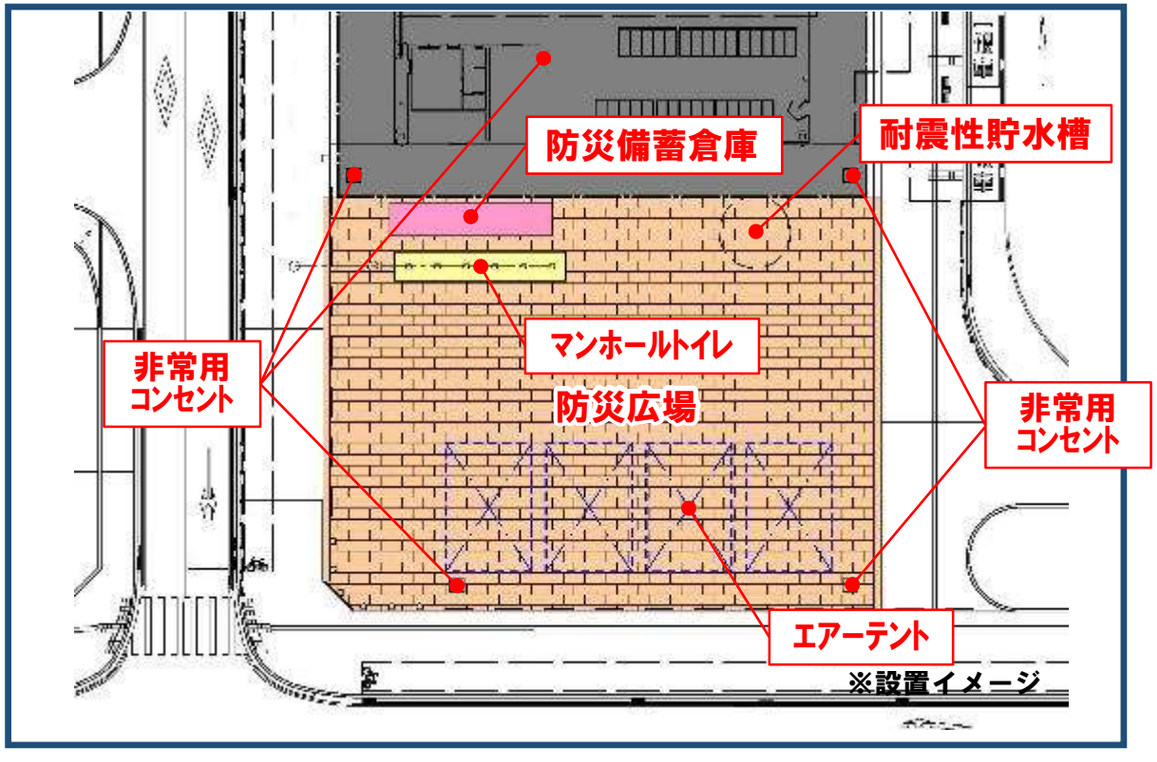

防災広場の機能	○災害時の帰宅困難者など久居駅周辺利用者の支援活動が円滑に行えるよう、一時的な避難場所として活用できる広場を整備 ○災害発生後、ボランティアの集結場所かつボランティアセンター施設としての活用も考慮した施設を整備 ○広さ　約1,100㎡	防災施設 災害時に利用できる施設	○ マンホールトイレ（5基） ○ 耐震性貯水槽 ○ 防災備蓄倉庫 ○ 非常用コンセント（5箇所） ○ 太陽光発電（駐輪場の屋根に設置） ○ エアーテント（4基） ○ かまどベンチ（5基、緑の風公園へ設置）

マンホールトイレ

マンホールトイレイメージ図

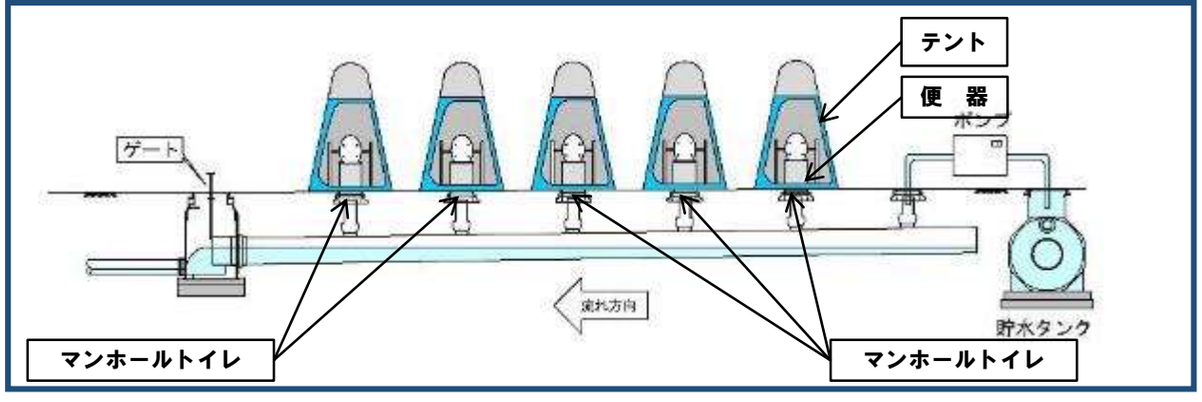

災害時において、マンホールの上にテント・便器を組み立て設置することで、仮設のトイレとして使用可能

テント・便器を組立て後

※テント、便器及び蓋開け道具は防災備蓄倉庫に保管

平　常　時

災害時の使用イメージ

耐震性貯水槽

□飲料水兼用耐震性貯水槽

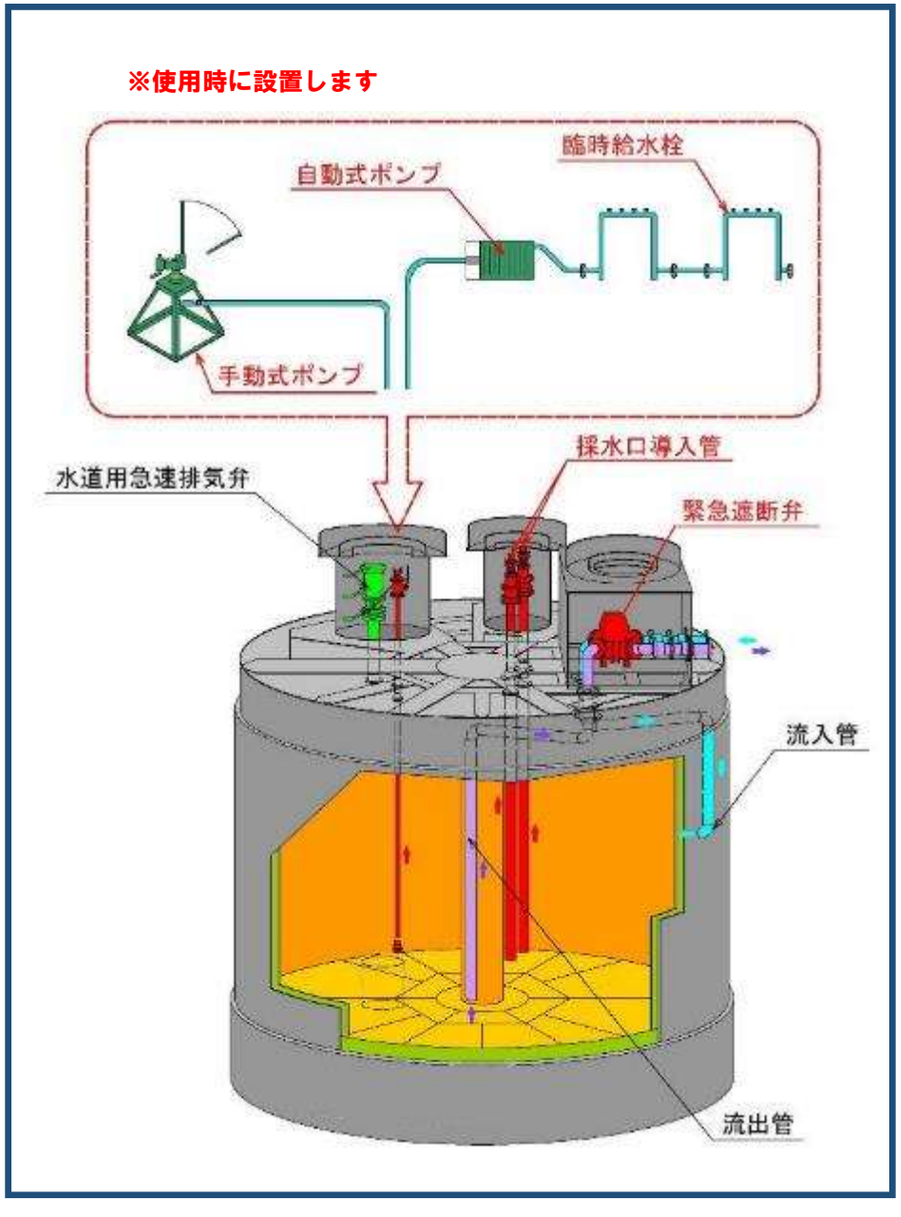

平　常　時

災害時の使用イメージ

臨時給水栓

構　造	▸ 貯水容量　40m^3 ▸ 大きさ　内径5m ▸ 深さ　地表から約4.6m
機　能	▸ 1人当たり1日3リットルとして、1万3千人分以上の飲料水を確保 ▸ 水道管と接続されているため、常にきれいな水が循環 ▸ 地震等で万一水道管が壊れた場合でも、水の流出を防止する装置が作動し、貯水槽内の水を飲料水として確保 ▸ 火災が近くに発生し、消火用水が不足した場合は、消火用水としても使用可能
使用方法	▸ マンホールの蓋を開け、ポンプにて、飲料水をくみ上げ （蓋開け道具、ポンプは防災備蓄倉庫に保管）

防災備蓄倉庫・かまどベンチ他

□防災備蓄倉庫

防災活動で使用する各種備品を保管

〔大きさ〕幅11.3m×奥行2.4m×高さ2.4m

□非常用コンセント

太陽光発電により発電した電気、蓄電した電気が使用可能

防災広場内

駐輪場内

□エアーテント（防災広場へ設置）

地域住民の一時避難、ボランティア活動、救援物資等の配送作業に活用

災害時の使用イメージ

〔大きさ〕
幅6.0m
×長さ9.0m×高さ3.0m

※エアーテントは
防災備蓄倉庫に保管

□かまどベンチ（緑の風公園へ設置）

平常時は公園の「ベンチ」として使用し、災害時には「かまど」として使用

平　常　時

災害時の使用イメージ

※寸胴鍋・燃料は
防災備蓄倉庫に保管